



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…
- 建築基準法による道路位置の指定……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…
- …(都市整備局多摩建築指導事務所第一課)…
- 建築基準法による一団地の区域……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)…
- 都道の区域変更……………
- …(建設局道路管理部路政課)…

公告

- 土地区画整理事業の換地処分通知書の送付に代える公告…(都市整備局第一市街地整備事務所事業課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………
- …(産業労働局商工部地域産業振興課)…

告示

●東京都告示第二百十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置

いて縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

平成三十年二月九日

昭島市田中町三丁目千百五十一番及び千百五十三番六の一部

延長 六・三二
幅員 四・五〇
四・八三

●東京都告示第二百十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

平成三十年一月三十一日

小金井市前原町四丁目九百五十九及び同番二十六の各一部

延長 〇・二五
幅員 五・〇〇

●東京都告示第二百十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

多摩市鶴牧三丁目五番三から同番五まで及び二十番五 平成三十年二月五日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課(立川市錦町四丁目六番三号)

●東京都告示第二百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年二月二十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

東京都知事 小池 百合子

一(一) 路線名 東京所沢

一(二) 変更の区間 東村山市久米川町一丁目二十八番八十四地先から同市久米川町五丁目二十八番十七地先まで

(三) 変更の概要 別図表示①のとおり

別図

二(一) 路線名 立川所沢
 二(二) 変更の区間 東村山市久米川町一丁目五十二番四十
 九地内から同市秋津町三丁目二番一
 先まで

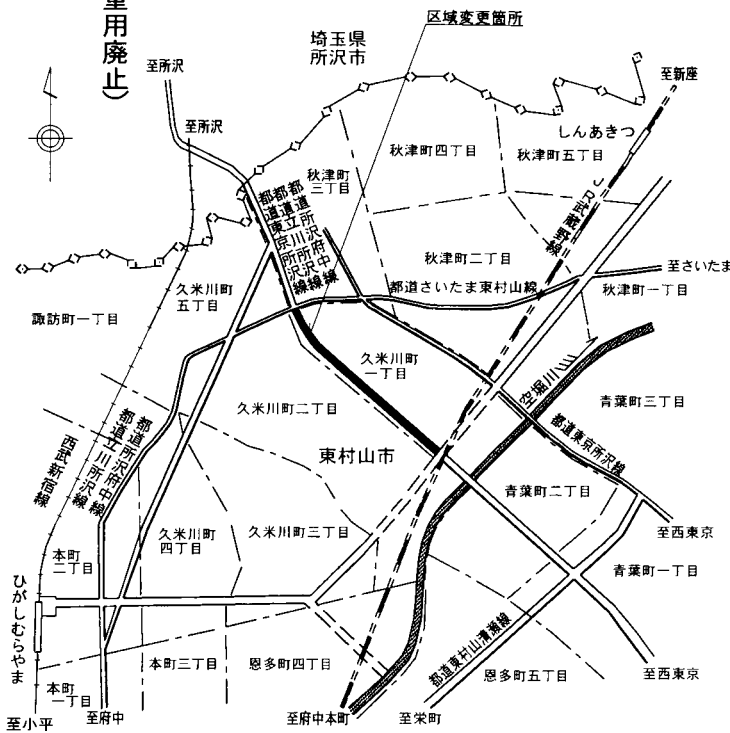
三(一) 変更の概要 別図表示②のとおり
 三(二) 路線名 所沢府中
 二(一) 変更の区間 東村山市秋津町三丁目二番一
 地先から同市久米川町一丁目五十二番四十九地

三(三) 変更の概要 内まで
 別図表示②のとおり

都道東京所沢線
 都道立川所沢線
 都道所沢府中線
 区域変更略図

東村山市久米川町一丁目～秋津町三丁目

- ① 都道東京所沢線
 延長 八八七・〇七メートル
 面積 一四、四七九・八三平方メートル
- ② 都道立川所沢線・都道所沢府中線
 (都道東京所沢線との重用編入)
 延長 四・五五メートル
 面積 八八・〇一平方メートル
- ① 都道東京所沢線
 延長 一四・九五メートル
 面積 二八・五八平方メートル
- ② 都道立川所沢線・都道所沢府中線との重用廃止
 (都道東京所沢線との重用廃止)
 延長 一四・九九メートル
 面積 一四・五七平方メートル



計画線

公 告

土地区画整理事業の換地処分通知書の送付に
代える公告について
土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三

条第一項の規定による東京都計画事業篠崎駅東部土地区画整理事業の換地処分の通知について、別表に記載する者に対する通知書は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を別表及び別図のとおり公告す

る。
平成三十年二月二十七日
東京都計画事業篠崎駅東部土地区画整理事業
施行者 東京都
代表者 東京都知事 小 池 百合子

別 表

権利者の住所氏名	従 前 の 土 地				換 地 処 分 後 の 土 地				清算金	摘 要
	区町丁目	地番	地目	地積 (㎡)	所有種以外の権利又は処分の制限			権利価額 (円)		
					種別	部分	符号			
葛飾区柴又一丁目12番13号	江戸川区篠崎町一丁目	142-30	雑種地	1.52 (1.52)				144,780	法95条6項により金銭清算、法104条1項により消滅	
		142-31	雑種地	0.15 (0.15)				14,447	法95条6項により金銭清算、法104条1項により消滅	
		142-33	雑種地	0.37 (0.37)				35,350	法95条6項により金銭清算、法104条1項により消滅	
江戸川区篠崎町一丁目62番地	江戸川区篠崎町一丁目	174	雑種地	76 (76.47)				7,263,300	法95条6項により金銭清算、法104条1項により消滅	


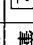
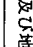
(注1) 地積欄の()内は基準地積です。
(注2) 清算金額の()内は共有持分に応じた金額です。
告示 1 この通知に不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。)
2 この通知については、この通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別図

従前の土地図

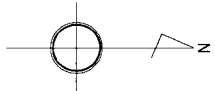
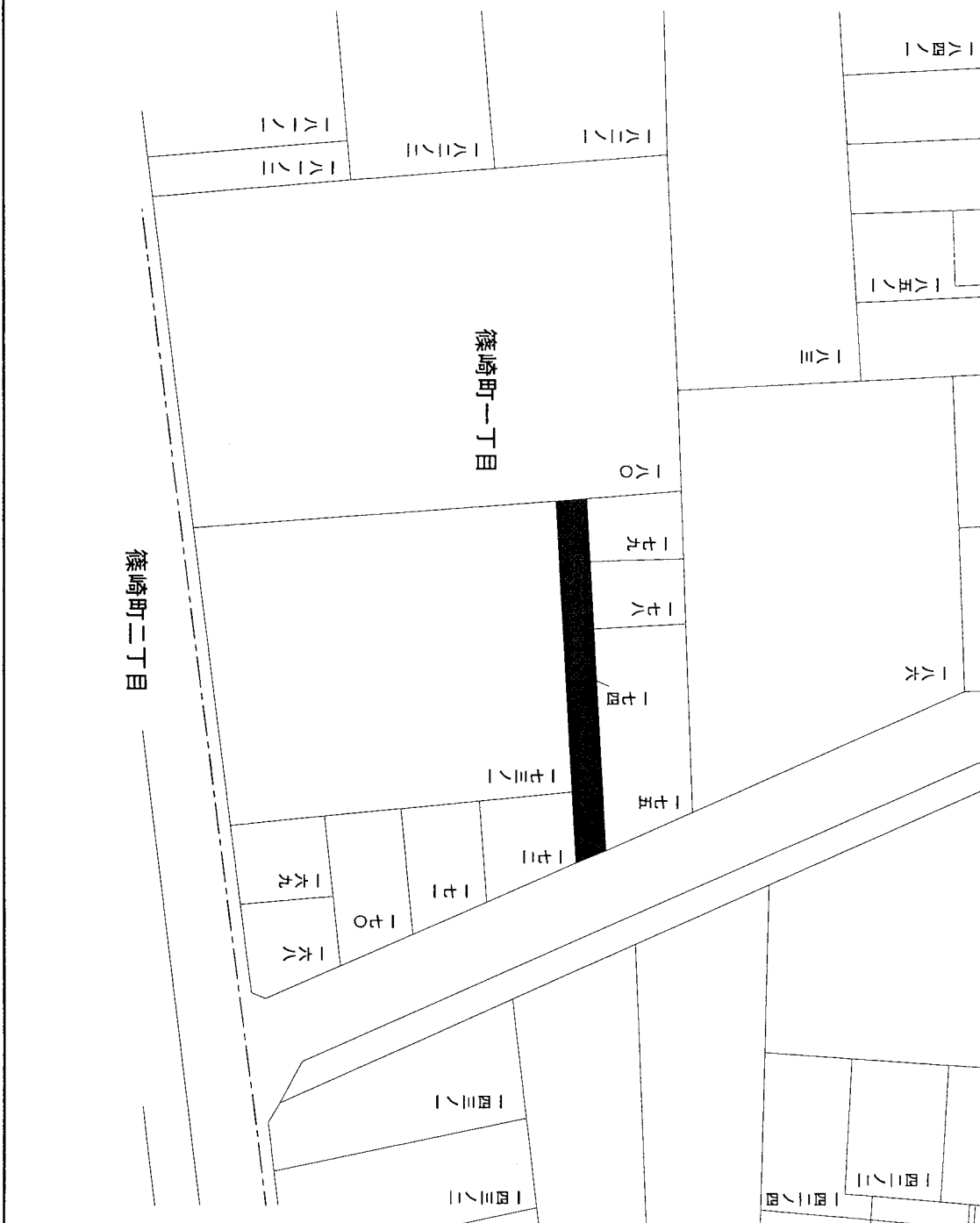
篠崎町一丁目



凡 例	
	筆界及び地番
	借地権等の境界 及びその符号
	権利が消滅する空地 又はその部分

別図

従前の土地図



凡 例	
— — — — —	町 丁 目 界
□	筆界及び地番
■	権利が消滅する宅地 又はその部分

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 (仮称)いなげや練馬関町店

イ 店舗所在地 練馬区関町南四丁目六百八十三番五十一

ウ 設置者名 テルウェル東日本株式会社

(二)ア 店舗名 (仮称)国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業(西街区棟)

イ 店舗所在地 国分寺市本町三丁目三十一番

ウ 設置者名 住友不動産株式会社ほか十一名

(三)ア 店舗名 (仮称)ロイヤルホームセンター足立

イ 店舗所在地 足立区堀之内一丁目六百十八番一ほか

ウ 設置者名 ロイヤルホームセンター株式会社

(四)ア 店舗名 (仮称)オーケー橋場店

イ 店舗所在地 台東区橋場一丁目二百二番一

ウ 設置者名 オーケー店舗保有株式会社

(五)ア 店舗名 株式会社高島屋日本橋店

イ 店舗所在地 中央区日本橋二丁目四番一号ほか

ウ 設置者名 株式会社高島屋ほか三名

(六)ア 店舗名 T i p . s 町田ビル

イ 店舗所在地 町田市原町田六丁目七番八号

ウ 設置者名 みずほ信託銀行株式会社

(七)ア 店舗名 京王多摩センター駅高架下店舗

イ 店舗所在地 多摩市落合一丁目十番地一

ウ 設置者名 京王電鉄株式会社

二 東京都の意見の概要

ア 概要

一(一)から(七)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。

イ 意見の通知日 平成三十年一月二十九日

三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

四 縦覧期間

平成三十年二月二十七日から同年三月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
 リサイクルされています。